

神奈川県信用保証協会役員の給与等に関する規程

神奈川県信用保証協会

神奈川県信用保証協会役員の給与等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神奈川県信用保証協会（以下「協会」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）の給与に関し必要な事項を定める。

(給 料)

第2条 役員給料の月額、役員それぞれの経歴、勤続年数、職務内容等を勘案して下表の月額を超えない範囲で、会長にあっては知事との協議の上定め、またその他の役員にあっては会長が定める。

役 職	給料月額
会 長	月額 550,000円
専務理事	月額 530,000円
常務理事	月額 520,000円
常勤理事	月額 510,000円
常任監事	月額 480,000円

(賞与)

第3条 役員の賞与は、協会の職員の例による。

ただし、勤務期間には国または地方公共団体の職員として在職した期間（当該機関における賞与の算定の基礎となった期間を除く。）を算入する。

(諸手当)

第4条 役員の諸手当は、調整手当、業績手当、通勤手当及び役員手当とする。

ただし、調整手当、業績手当及び通勤手当は協会の職員の例による。

(退職手当)

第5条 退職手当の額は、別に定める神奈川県信用保証協会常勤役員退職手当支給規程による。

(給与の支給方法)

第6条 前5条に定める給料及び諸手当等の支給方法は、協会の職員の例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員の給与等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 1. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成元年7月4日から施行する。

ただし、平成元年4月1日から適用する。

附 則 1. この規程は、平成2年8月15日から施行する。

ただし、平成2年4月1日から適用する。

附 則 1. この規程は、平成3年12月20日から施行する。

ただし、平成3年10月1日から適用する。

附 則 1. この規程は、平成4年1月14日から施行する。

ただし、第2条第1項は、平成4年1月1日から適用し、

第2条第2項及び第3項は、平成3年10月1日から適用する。

附 則 1. この規程は、平成5年4月1日から施行、適用する。

附 則 1. この規程は、平成6年4月1日から施行、適用する。

附 則 1. この規程は、平成6年4月7日から施行する。

ただし、平成6年4月1日から適用する。

附 則 1. この規程は、平成6年6月1日から施行、適用する。

附 則 1. この規程は、平成7年7月6日から施行する。

ただし、平成7年4月1日から適用する。

附 則 1. この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成8年11月15日から施行する。

ただし、平成8年8月1日から適用する。

附 則 1. この規程は、平成9年3月3日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第4条中の「役員手当」は、当分の間協会の職員から引き続き役員に就任した者以外は支給対象としない。

附 則 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第4条中の「業績手当」は、当分の間協会の職員から引き続き役員に就任した者以外は支給対象としない。

附 則 1. この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成23年6月1日から施行する。